

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4404
23年12月5日(火)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

受託者の退職を防ぐには

おはようございます。

12月に入り、お歳暮ゆうパックの繁忙期に突入しました。忙しさのあまり事故なども発生しやすくなります。慌てず焦らず業務にあたりますよう。

さて、例年、お歳暮ゆうパックの繁忙期には受託業者が要員を配置できず、社員が応援に入ることが多くなっています。今年はどうなるのでしょうか？

第3集配営業部で受託契約を結ぶF社では、1月下旬より受託者が1名雇用されました。社員がサポートしながら経験を積んでいましたが、12月3日の日曜日出勤しなかったようです。そのまま退職の可能性があると聞きます。

このF社が受託契約を結ぶエリアは長中局から

距離があり、受託者にとってにはガソリン代が大きな負担となっています。



また、長い目で見ると走る距離が延びればオイル交換やタイヤの交換時期も早まりますし、経費は自分持ちの受託者にはこの「距離」が重くのしかかります。

実際、このエリアは過去にK社が契約解除という形で撤退しました。そのあと契約したF社でも1名が夏期繁忙期前に退社しました。理由は「お金が稼げない」からと聞きました。

今回の受託者の退職の理由にはつきりわかりませんが、仕事量(1日50個から60個の配達)のわりにガソリン代が高かったというのが想像できます。

第3集配営業部の受託エリアでは、繁忙期前まで、2つの配達区を二人で配達していました。そ

して受託者が休みの時には社員が対応して配達していました。社員対応となると日勤、夜勤の2名を配置しなければならなかったため、会社としては受託契約のほうに人件費も削減できます。

社員を配置せず、受託者だけで配達するには、繁忙期に限らず3人で2区のエリアを配達するのが理想です。しかし、平常期に2区の配達エリアを3人で、交代で配達するとすると、月に20日勤務で10日は休みとなります。休みを減らして3人で2区のエリアを配達するとすると1人で配達する個数が減ります。個数が増えないと収入も増えない為、結果退職するという悪循環に陥ることになります。



会社としてはゆうパック配達に関しては受託契

約のほうに人件費も削減できる事は間違いありません。



配達地域の「距離」はどうすることもできないかもしれないかもしれませんが、個数を増やすために巻き取りの廃止や通常期には社員区の一部の町を受託エリアの配達地域にするなど、配達エリアの拡大などを検討してはどうでしょうか。受託者の退職を防ぐには個数を増やす以外ありません。

以前、第二集配営業部では、山手の住宅地とビジネス地域の受託エリアを入れ替えました。これにより受託エリアまでの「距離」は短くなり、受託個数は多くなりました。第三集配営業部でも、現在の受託エリアと局に近いエリアを入れ替えるなど、受託者の受託個数を増やす方法を検討する必要があります。受託者の撤退を未然に防ぐ為にも、日頃からの

コミュニケーションも大事です。双方が働きやすい職場を作るためにも、長中局には柔軟な対応を求めます。

今後のスケジュール

12月8日(金)
支部忘年会
居酒屋「珠々」19時



12月9日(土)
ガザ・ウクライナに平和を!! 即時停戦を求めるナガサキ市民集会

12月10日(日)
長崎県春闘共闘「春闘討論集会」
長崎県勤労福祉会館

12月15日(金)
支援共闘会議第138回幹事会

12月28日(木)
事務所収め会
組合事務所 19時



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を全員の正社員化を。

めげず、均等待遇を。なげない差別。

ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ!!